

福島県教員採用試験

教職教養

令和8年度（2025年実施）

I 次の文は、教育基本法の一部である。文中の〔ア〕～〔オ〕に当てはまる言葉を下記のa～kから選び、その記号を書きなさい。

第1条 教育は、人格の〔ア〕を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた〔イ〕な国民の育成を期して行われなければならない。

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目的が達成されるよう、教育を受ける者の〔イ〕の発達に応じて、〔ウ〕な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む〔エ〕を高めることを重視して行われなければならない。

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の〔オ〕を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

a 政治家 b 身体 c 完成 d 知能 e 政党 f 態度
g 体系的 h 陶冶 i 網羅的 j 心身 k 意欲

2 次のA～Cの文は、それぞれある法令の条文の一部である。これらについて、下記の(1)、(2)の問い合わせに答えなさい。

A 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、[ア]処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 [イ]上の義務に違反し、又は[イ]を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない[ウ]のあつた場合

B 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な[エ]その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び[オ]を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る[オ]を行うことができる体制を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、[オ]体制を整備するに当たつては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の[カ]を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

C 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は[キ]の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(1) 文中の空欄[ア]～[キ]に当てはまることばを次のa～oから選び、その記号を書きなさい。

- | | | | | |
|----------|----------|------|------|------|
| a 内閣総理大臣 | b 相談 | c 職務 | d 面談 | e 調査 |
| f 分限 | g 文部科学大臣 | h 支援 | i 勤務 | j 非行 |
| k 研究 | l 行為 | m 教育 | n 服務 | o 懲戒 |

(2) A～Cの法令名を次のa～gから選び、その記号を書きなさい。

- | | | |
|------------|------------|--------------|
| a こども基本法 | b 地方公務員法 | c 学校教育法施行規則 |
| d 教育公務員特例法 | e 学校教育法施行令 | f いじめ防止対策推進法 |
| g 学校教育法 | | |

3 次の文は、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）「第1章 総則」の「第3款 教育課程の実施と学習評価」の一部である。文中の〔ア〕～〔オ〕に当てはまることばを下記のa～lから選び、その記号を書きなさい。

生徒のよい点や進歩の状況などを〔ア〕に評価し、学習したことの意義や〔イ〕を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の〔ウ〕や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や〔エ〕の向上を図り、〔オ〕の育成に生かすようにすること。

- | | | | | |
|--------|---------|---------|------|-------|
| a 主体的 | b 生きる力 | c 資質・能力 | d 基準 | e 積極的 |
| f 儂値 | g 場面 | h 手順 | i 学力 | j 目的 |
| k 学習意欲 | l 知識・技能 | | | |

4 次の文は、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）「第1章 総則」の「第6款 学校運営上の留意事項」の一部である。文中の〔ア〕～〔オ〕に当てはまることばを下記のa～lから選び、その記号を書きなさい。

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な〔ア〕又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や〔イ〕との連携及び〔ウ〕を深めること。また、〔エ〕や異年齢の子供など、地域における世代を越えた〔オ〕の機会を設けること。

- | | | | | |
|-------|--------|------|------|--------|
| a 学習 | b 高齢者 | c 協働 | d 支援 | e 体験 |
| f 組織的 | g 地域社会 | h 交流 | i 対話 | j 生徒同士 |
| k 人的 | l 教育機関 | | | |

5 次の文は、生徒指導提要（令和4年12月改訂）「第1章 生徒指導の基礎」の一部である。文中の〔ア〕～〔オ〕に当てはまることばを下記のa～mから選び、その記号を書きなさい。

生徒指導は、児童生徒一人一人の〔ア〕の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、〔イ〕の児童生徒を対象に、（中略）進められる生徒指導の基盤となるものです。（中略）日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通した個と集団への働きかけが大切になります。

課題予防的生徒指導は、〔ウ〕と課題早期発見対応から構成されます。〔ウ〕は、（中略）意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。

具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当します。課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、〔エ〕の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。

生徒指導の基本と言えるのは、教職員の〔オ〕です。しかし、経験のある教職員であっても、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しいことです。

- | | | |
|---------------|----------|--------------|
| a 心理面 | b 気になる一部 | c 道徳教育・人権教育等 |
| d 多様性 | e 児童生徒理解 | f 画一性 |
| g 全て | h 協調性 | i リテラシー |
| j 特別な支援が必要な特定 | | k 課題未然防止教育 |
| l 困難課題対応的生徒指導 | | m 個性 |

問題番号		正答	配点
1	ア	-	c
	イ	-	j
	ウ	-	g
	エ	-	k
	オ	-	e
2	(1)	ア	o
		イ	c
		ウ	j
		エ	e
		オ	b
		力	m
		キ	g
	(2)	A	b
		B	f
		C	g
3	ア	-	e
	イ	-	f
	ウ	-	g
	エ	-	k
	オ	-	c
4	ア	-	k
	イ	-	g
	ウ	-	c
	エ	-	b
	オ	-	h
5	ア	-	m
	イ	-	g
	ウ	-	k
	エ	-	b
	オ	-	e